

と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(平成二十五年四月一日施行)

○ と畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改	正	現	行
	（と畜場の衛生管理）	（と畜場の衛生管理）	（と畜場の衛生管理）	（と畜場の衛生管理）
第二条	法第六条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。	法第六条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。	法第六条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。	法第六条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
一〇七（略）	八 冷蔵設備を設置している場合は、枝肉（獣畜をとさつした後、頭部、前後肢及び尾を切断し、第七条第六号、第七号及び第八号の処理を行つた物をいう。以下同じ。）又は食用に供する内臓が摂氏十度以下となるよう当該設備の維持管理を適切に行うこと。この場合において、冷蔵設備内の温度の測定は、作業開始前に一回、及び作業時間内に一回以上行い、測定した日時、温度、測定者その他必要な記録を測定の日から一年間保存すること。	八 冷蔵設備を設置している場合は、枝肉（獣畜をとさつした後、頭部、前後肢及び尾を切断し、第七条第五号、第六号及び第七号の処理を行つた物をいう。以下同じ。）又は食用に供する内臓が摂氏十度以下となるよう当該設備の維持管理を適切に行うこと。この場合において、冷蔵設備内の温度の測定は、作業開始前に一回、及び作業時間内に一回以上行い、測定した日時、温度、測定者その他必要な記録を測定の日から一年間保存すること。	八 冷蔵設備を設置している場合は、枝肉（獣畜をとさつした後、頭部、前後肢及び尾を切断し、第七条第五号、第六号及び第七号の処理を行つた物をいう。以下同じ。）又は食用に供する内臓が摂氏十度以下となるよう当該設備の維持管理を適切に行うこと。この場合において、冷蔵設備内の温度の測定は、作業開始前に一回、及び作業時間内に一回以上行い、測定した日時、温度、測定者その他必要な記録を測定の日から一年間保存すること。	八 冷蔵設備を設置している場合は、枝肉（獣畜をとさつした後、頭部、前後肢及び尾を切断し、第七条第五号、第六号及び第七号の処理を行つた物をいう。以下同じ。）又は食用に供する内臓が摂氏十度以下となるよう当該設備の維持管理を適切に行うこと。この場合において、冷蔵設備内の温度の測定は、作業開始前に一回、及び作業時間内に一回以上行い、測定した日時、温度、測定者その他必要な記録を測定の日から一年間保存すること。
九	法第十四条第三項の検査で保留された枝肉は、その他の枝肉と区別して衛生的に管理すること。	法第十四条第三項の検査で保留された枝肉は、その他の枝肉と区別して衛生的に管理すること。	法第十四条第三項の検査で保留された枝肉は、その他の枝肉と区別して衛生的に管理すること。	法第十四条第三項の検査で保留された枝肉は、その他の枝肉と区別して衛生的に管理すること。
十	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める月齢以上の牛（そのどたい（獣畜をとさつした物であつて、枝肉以外のものをいう。以下同じ。）頭部、枝肉及び内臓を含む。以下この号において同じ。）及びこれに該当しないことが確認できない牛については、法第十四条第三項の規定による伝達性海綿状脳症に係る検査が終了するまでの間、その他の牛と工程、表示等により区分して衛生的に管理すること。	（新設）	（新設）	（新設）
十一	月齢が三十月以下の牛（出生の年月日から起算して三十月			

（新設）

を経過した日までのものをいう。以下同じ。)の頭部(舌及び頬肉を除く。以下この条において同じ。)及び脊髄並びにこれらを含むもの(以下「頭部等」という。)を食用に供する場合には、当該牛の頭部等については、とさつ、解体及び保管の各段階で、その他の牛(月齢が三十月を超える牛(出生の年月日から起算して三十月を経過した日の翌日以後のものをいう。以下同じ。)及び月齢が三十月以下であることが確認できない牛をいう。以下同じ。)の頭部等と工程、表示等により区分して衛生的に管理すること。

十二～十六(略)

十七 機械器具の衛生管理は、次に掲げるところにより行うこと。
イ (略)
ロ 獣畜のとさつ又は解体に使用するナイフ、動力付はく皮ナイフ、のこぎり、結さつ器その他のとたい又は枝肉に直接接触する機械器具の消毒は、摂氏八十三度以上の温湯を使用すること。

ハ～ホ(略)

十八 不可食部分等の衛生管理は、次に掲げるところにより行うこと。

イ 不可食部分(別表第一に掲げる部分を除く。)、第十六条第三号の規定により廃棄された物、同条第四号の規定により廃棄された物、別表第一に掲げる部分(牛については、別表第一に掲げる部分と区分されていないその他の部分を含む。以下同じ。)及びその他の廃棄物は、その種別を表示した専用容器に収納し、処理室外に搬出し、下同様)及びその他の廃棄物は、その種別を表示した専用容器に収納し、処理室外に搬出し、及び焼却炉で焼却すること等により衛生上支障のないように処理すること。この場合において、同条第四号の規定により廃棄された物及び別表第一に掲げる部分の処理については、おいて、同条第四号の規定により廃棄された物及び別表第一に掲げる部分の処理については、処理を行った日、処理の方法、処理を行った者その他必要な記録を処理の日から一年間保存すること。

十一～十四(略)

十五 機械器具の衛生管理は、次に掲げるところにより行うこと。
イ (略)
ロ 獣畜のとさつ又は解体に使用するナイフ、動力付はく皮ナイフ、のこぎり、結さつ器その他のとたい(獣畜をとさつしたものであつて、枝肉以外のものをいう。以下同じ。)又は枝肉に直接接触する機械器具の消毒は、摂氏八十三度以上の温湯を使用すること。

ハ～ホ(略)

十六 不可食部分等の衛生管理は、次に掲げるところにより行うこと。

イ 不可食部分(別表第一に掲げる部分を除く。)、第十六条第三号の規定により廃棄された物、同条第四号の規定により廃棄された物、別表第一に掲げる部分及びその他の廃棄物は、その種別を表示した専用容器に収納し、処理室外に搬出し、及び焼却炉で焼却すること等により衛生上支障のないように処理すること。この場合において、同条第四号の規定により廃棄された物及び別表第一に掲げる部分の処理については、処理を行った日、処理の方法、処理を行った者その他必要な記録を処理の日から一年間保存すること。

保存する」と。

十九～二十四（略）

2 口（略）
衛生管理責任者は、前項第二十四号口の確認の結果をと畜場の設置者又は管理者に対して報告すること。ただし、法第七条第一項の規定によりと畜場の管理者又は設置者が衛生管理責任者となつている場合は、この限りでない。

3 別表第一に掲げる部分についての第一項第十八号イの適用については、同号イ中「焼却炉で焼却すること等」とあるのは、「牛海綿状脳症対策特別措置法第七条第二項ただし書に該当する場合を除き、焼却炉で焼却すること」とする。

（と畜業者等の講すべき衛生措置）

第七条 法第九条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 牛、めん羊及び山羊のとさつに当たつては、ピッキング（ワイヤーその他これに類する器具を用いて脳及び脊髄を破壊することをいう）を行わないこと。

四（略）

五 頭部の処理を行う場合においては、次に掲げるところにより行うこと。

イ～ホ（略）

ヘ 月齢が三十月以下の牛の頭部（舌及び頬肉を除く。以下この条において同じ。）を食用に供するものとして処理を行う場合には、その他の牛の頭部による汚染を防ぐよう区分して処理すること。

六～十三（略）

十四 法第十四条第三項の検査で保留された枝肉は、ほかの枝肉

十七～二十一（略）

2 口（略）
衛生管理責任者は、前項第二十二号口の確認の結果をと畜場の設置者又は管理者に対して報告すること。ただし、法第七条第一項の規定によりと畜場の管理者又は設置者が衛生管理責任者となつている場合は、この限りでない。

3 別表第一に掲げる部分についての第一項第十六号イの適用については、同号イ中「焼却炉で焼却すること等」とあるのは、「牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第七条第二項ただし書に該当する場合を除き、焼却炉で焼却すること」とする。

（と畜業者等の講すべき衛生措置）

第七条 法第九条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 牛、めん羊及び山羊のとさつに当たつては、ピッキング（ワイヤーその他これに類する器具を用いて脳及びせき髄を破壊することをいう）を行わないこと。

四（略）

五 頭部の処理を行う場合においては、次に掲げるところにより行うこと。

イ～ホ（略）
(新設)

六～十三（略）

十四 法第十四条第三項の検査で保留された枝肉は、ほかの枝肉

と区別して保管すること。

十五 月齢が三十月以下の牛の頭部等を食用に供する場合には、当該牛の頭部等については、とさつ、解体及び保管の各段階で、その他の牛の頭部等と工程、表示等により区分して保管すること。

十六 (略)
十七 別表第一に掲げる部分は、当該部分による枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防ぐよう処理すること。
2・3 (略)

(自家用とさつの届出)

第十条 法第十三条第一項第一号の規定による届出は、次の事項について行わなければならない。

一・二 (略)
四 とさつしようとする獣畜の種類、性別、年齢（不明のときは、推定年齢）、特徴及び重量
五・六 (略)

(検査申請書の記載事項)

第十一条 令第七条の規定により申請書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)
三 検査を受けようとする獣畜（牛を除く。）の種類、性別、品種、年齢（不明のときは、推定年齢）、特徴及び産地並びに牛にあつては、性別、品種、月齢、出生の年月日、特徴、産地及び個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）第二条第一項に規定するものをいう。）

2 令第七条の申請書が、法第十三条第一項第三号の規定によりと

と区別して保管すること。
(新設)

十五 (略)
十六 別表第一に掲げる部分は、当該部分による枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防ぐよう処理すること。
2・3 (略)

(自家用とさつの届出)

第十一条 法第十三条第一項第一号の規定による届出は、次の事項について行わなければならない。

一・二 (略)
四 とさつしようとする獣畜の種類、性別、年令（不明のときは、推定年令）、特徴及び重量
五・六 (略)

(検査申請書の記載事項)

第十一条 令第七条の規定により申請書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)
三 検査を受けようとする獣畜の種類、性別、品種、年令（不明のときは、推定年令）、特徴及び産地

四五六 (略)

さつした獣畜を解体しようとする場合における法第十四条第二項及び第二項の規定による検査に係るものであるときは、次の各号に掲げる事項を記載した死亡診断書又は死体検案書を当該申請書に添えなければならない。

一・二(略)

三 獣畜(牛を除く。)の種類、性別、年齢(不明のときは、推定

年齢)及び特徴並びに牛にあつては、性別、月齢、出生の年月

日及び特徴

四・五(略)

別表第一(第三条、第七条関係)

牛の扁桃及び回腸(盲腸との接続部分から一メートルまでの部分に限る。)並びに月齢が三十月を超える牛の頭部(舌、頬肉及び扁桃を除く。)及び脊髄並びにめん羊及び山羊の扁桃、脾臓、小腸及び大腸(これらに付属するリンパ節を含む。)並びにめん羊及び山羊(月齢が満十二月以上のものに限る。)の頭部(舌、頬肉及び扁桃を除く。)、脊髄及び胎盤

別表第一(第三条、第七条関係)

牛の頭部(舌及び頬肉を除く。)、せき髄及び回腸(盲腸との接続部分から一メートルまでの部分に限る。)並びにめん羊及び山羊の扁桃、脾臓、小腸及び大腸(これらに付属するリンパ節を含む。)並びにめん羊及び山羊(月齢が満十二月以上のものに限る。)の頭部(舌、頬肉及び扁桃を除く。)、せき髄及び胎盤

2 令第七条の申請書が、法第十三条第一項第三号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合における法第十四条第二項及び第三項の規定による検査に係るものであるときは、次の各号に掲げる事項を記載した死亡診断書又は死体検案書を当該申請書に添えなければならない。

一・二(略)

三 獣畜の種類、性別、年令(不明のときは、推定年令)及び特徴

四・五(略)

○

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年厚生労働省令第八十九号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

現行	改後	正	改
<p>（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢）</p> <p>第一条 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。以下「法」という。）第七条第一項の厚生労働省令で定める月齢は、三十月（ただし、出生の年月日から起算して三十月を経過した日を除く。）とする。</p>	<p>（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢）</p> <p>第一条 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。以下「法」という。）第七条第一項の厚生労働省令で定める月齢は、二十一月とする。</p>		
<p>（牛の特定部位）</p> <p>第二条 法第七条第二項の厚生労働省令で定める牛の部位は、牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から一メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）及び脊髓とする。</p>	<p>（牛の特定部位）</p> <p>第二条 法第七条第二項の厚生労働省令で定める牛の部位は、牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき臓及び回腸（盲腸との接続部分から一メートルまでの部分に限る。）とする。</p>		